



埼玉県報

第 2 5 7 1 号
平成 2 6 年 2 月 2 5 日
火 曜 日

目 次

規則

- [職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)
- [職員の任用に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

告示

- [番号制度に係る基盤システム設計等業務委託に関する入札公告\(情報システム課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [東松山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [上福田土地改良区の土地改良事業\(維持管理\)計画及び定款の変更の認可\(農村整備課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [県道根岸本町線の区域変更\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道根岸本町線の供用開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道寄居岡部深谷線の区域の変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道寄居岡部深谷線の供用の開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道小前田児玉線の区域の変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(南第2区\)における選挙会の日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(南第2区\)における選挙会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)

規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年二月二十五日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則一三 四六

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三 一八）の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項第五号中「前四号」を「前各号」に改める。

第十三条第一項中「であつて職員と同居しているもの」を削り、同項第二号中「委員会が定めるもの」を「次に掲げるもの（職員と同居している者に限る。）」に改め、同号に次のように加える。

- イ 父母の配偶者
- ロ 配偶者の父母の配偶者
- ハ 子の配偶者
- ニ 配偶者の子

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第七条の三第二項第五号の改正規定は、公布の日から施行する。

規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年二月二十五日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則六 八〇

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六 一一）の一部を次のように改正する。

別表第二職員採用上級試験の項中「社会心理学・一般心理学」を「心理学概論（社会心理学を含む）」に改める。

別表第三免許資格職員採用試験の項第一号中「二十三歳以上三十歳」を「二十三歳以上三十二歳」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

番号制度に係る基盤システム設計等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成27年3月24日（火）まで

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

(6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課企画・研修担当 上田 電話048-830-2269(直通)

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年4月7日(月)午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年4月4日(金)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年4月7日(月)午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 平成26年4月7日(月)午前11時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年3月20日(木)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年3月20日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成26年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び調達仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

The Designing of Platform system for Number Law. 1set.

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: by 5:00 p.m., April 4, 2014

By in person: by 10:30 a.m., April 7, 2014

By the electronic bidding system: by 11:00 a.m., April 7, 2014

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Planning and Finance Department,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Telephone. 048-830-2269

告 示

埼玉県告示第二百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年二月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人虹の会
- 三 代表者の氏名
長嶺 芳昭
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県東松山市白山台十九番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい者・障がい児・高齢者に対して、生活支援及び自立支援に関する事業を行い、社会福祉の増進を図り、誰もが豊かに暮らせる社会の創造に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百四十号

東松山市から東松山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十六年二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定及び同法第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更及び当該計画の変更に伴う定款の変更を平成二十六年二月十九日認可した。

平成二十六年二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

上福田土地改良区

二 事務所所在地

滑川町

告示

埼玉県告示第二百四十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十六年二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇一二 三四 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市小島五百二十七番地他七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三百八十四・七五立方メートル

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十五日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原 正 明

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 根岸本町線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>川口市本町三丁目八二番一地先 から 川口市本町三丁目二三番一地先 まで</p>		区 間
<p>一八・ 三七・</p>	<p>一八・ 三・</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>三一六・</p>		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十五日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原 正 明

路線名	根岸本町線
供用開始の区間	川口市本町三丁目六四番七地先から 川口市本町三丁目二三番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	平成二十六年二月二十五日
備考	平成二十六年二月二十五日付け、さいたま県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一メートル

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉 田 学

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 寄居岡部深谷線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
深谷市宿根字野錢一一四四番一地先 から同市宿根字中通九二六番一地先 まで		区 間
一〇・七〇 一六・四〇	九・四〇 一六・四〇	敷地の幅員 (メートル)
二二 三三 三三 ・四七		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉 田 学

<p>路 線 名</p>	<p>寄居岡部深谷線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>深谷市宿根字野錢一四四番一地从先から 同市宿根字中通九二六番二地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十六年二月二十五日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十六年二月二十五日埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長三三三・四七メートル</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉田 学

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小前田児玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
大里郡寄居町大字用土字台一四三三 番一地从先から同郡同町大字用土字柿 林一五五六番一地从先まで		区 間
一〇・三三丁 一五・四一	八・九五 一五・四一	敷地の幅員 (メートル)
五六三・六〇		(メートル) 延 長
		備 考

告 示

埼玉県教委告示第六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十六年二月二十五日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

一 日時

平成二十六年三月四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
- ロ 埼玉県社会教育委員に関する規則の一部を改正する規則について
- ハ 平成二十五年度埼玉県指定文化財の指定及び追加指定について
- ニ 埼玉県文化財保護審議会委員の委嘱について
- ホ その他

告 示

埼玉県選管告示第十四号

平成二十六年三月二日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第二区）における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十六年二月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

一 日時 平成二十六年三月三日 午前十時

二 場所 川口市役所二階 第三会議室

告 示

埼議選南第二区告示第二号

平成二十六年三月二日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第二区）における選挙会の参観人員を五人に制限する。

平成二十六年二月二十五日

埼玉県議会議員補欠選挙南第二区選挙長 湊 成 雄